

○宇都宮市自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則

昭和63年6月23日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和63年条例第22号。以下「条例」という。)第26条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(自転車放置禁止区域標識等の設置)

第3条 市長は、条例第8条第1項又は第2項の規定により放置禁止区域等を指定したときは、当該放置禁止区域等内に自転車放置禁止区域標識(別図第1)又は自転車放置規制区域標識(別図第2)その他当該区域が自転車放置禁止区域等であることを十分に周知するために必要なものを設置するものとする。

(相当の時間及び相当の期間)

第4条 条例第10条第4項に規定する相当の時間は、おおむね6時間とし、相当の期間は、おおむね7日間とする。

(身分証明書等)

第5条 条例第10条の規定による自転車の放置に対する措置に携わる職員は、その職務を行うに当たつては、腕章を着用するとともにその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(保管の告示等)

第6条 条例第11条第1項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 撤去し、保管した自転車が放置されていた場所
- (2) 撤去し、保管した自転車の台数
- (3) 撤去し、保管した年月日
- (4) 撤去し、保管した自転車の返還を行う日時及び場所
- (5) 前各号に定めるもののほか、撤去し、保管した自転車の返還に必要と認められる事項

2 条例第11条第1項の規定による返還のために必要な措置を講ずる期間は、当該放置自転車の撤去後90日とする。

(平元規則2・一部改正)

(自転車の返還)

第7条 条例第10条第1項及び第4項の規定により撤去され、保管された自転車の利用者等は、当該自転車の返還を受けようとするときは、放置自転車返還申請・受取書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該利用者等は自転車の鍵の提示等により、当該自転車の利用者等であることを証明しなければならない。

2 前項の規定により保管された自転車の返還を受けようとする者は、条例第12条に規定する撤去及び保管に要した費用として1台につき2,670円を納付しなければならない。

(平3規則46・平5規則41・平7規則27・平9規則34・平11規則58・平16規則44・平26規則5・一部改正)

(自転車駐車場の設置の届出)

第8条 条例第19条の規定による届出は、自転車駐車場設置(変更)届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 施設及び自転車駐車場の周辺の見取図
- (2) 施設及び自転車駐車場の配置図及び各階平面図
- (3) 立体式の自転車駐車場にあつては、断面図及び構造図

(立入検査員証)

第9条 条例第22条の規定により立入検査を行う職員は、その職務を行うに当たつては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令書)

第10条 条例第23条に規定する措置命令は、措置命令書により行うものとする。

(様式)

第11条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。ただし、第8条から第10条までの規定は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年12月20日規則第46号)抄

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年12月22日規則第41号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月19日規則第27号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第34号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月17日規則第58号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月27日規則第44号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別図第1(第3条関係)



備考

- 1 文字の書体は、丸ゴシックとする。
- 2 上部の文字「宇都宮市」及び記号は白色、斜めの帯及びわくは赤色、地色は青色とし、下部の文字「自転車放置禁止区域」は青色、地色は白色とする。

別図第2(第3条関係)



備考

- 1 文字の書体は、丸ゴシックとする。
- 2 上部の文字「宇都宮市」及び記号は青色、斜めの帯及びわくは赤色、地色は白色とし、下部の文字「自転車放置規制区域」は青色、地色は白色とする。